

新規にチャプター設立を予定している会員の皆様へ、

2011年6月2日付で IEEE Fukuoka Section Power Electronics Society Chapter が設立されました。設立の際のヒントを以下に記載しますので参考にしてください。

2011年 Secretary 窪寺 昌一

このときの手順は、

- ・ 最低 12 名以上の申請者の署名簿を IEEE 本部に送付。
- ・ MGA Board Meeting が開催され（1 年に 2 回程度）審議。
- ・ R10 Office より Section Chair に質問メールが届き（下記参照）これに回答。
- ・ Interim Chapter Chair に Chapter 設立承認通知。

MGA Board Meeting がタイムリーに開催されましたが、この場合でも署名簿送付から設立承認まで 4 ヶ月程度かかっています。

以下はこのときの R10 コミティーからの質問内容です。日本語に訳してあります。R10 Office ではチャプターが正当に設立されるどうかを気にかけているようです。

- ・チャプター申請者は皆福岡セクションに所属しているかどうか。他のセクションの方が加わっていないかどうか。
- ・チャプター申請者は最近他のセクションにおけるチャプター申請にかかわっていないかどうか。
- ・ジョイントセクションでの申請の場合には主たるセクションを明示すること。
- ・チャプター申請者の署名は本当に本人が行ったものかどうか。
- ・チャプター申請者に最近半年以内に新規に会員になった者を含めないようにすること。もしも半年以内の新規会員が含まれるのなら、その会員の妥当性を示すこと。
- ・チャプター申請書は提出前にセクションチェアにより承認されているかどうか。

以上です。